

(第 1 回)・最終) 変更契約の内容

契約変更年月日	令和8年1月28日
契約業者名	井上建設株式会社
契約業者の住所	山梨県南巨摩郡富士川町小室2312番地
工事の名称	R6 富士川右岸切石築堤護岸工事
工事場所	山梨県南巨摩郡身延町切石地先
工事種別	一般土木
工事概要	・河川土工 1式 ・暫定樋管本体工 1式 ・法覆護岸工 1式 ・取付工 1式 ・排水構造物工 1式 ・共通仮設費 1式
工期（自）	令和7年6月10日
工期（至）	令和8年3月19日
契約金額	84,480,000 円(税込み)
変更金額	21,450,000 円(税込み)
変更後の契約金額	105,930,000 円(税込み)
変更理由	1. 河川土工 詳細設計付与による新設暗渠排水管取り付けに伴う現地精査の結果、河川土工について増工とする。 2. 暫定樋管本体工 詳細設計付与による新設暗渠排水管取り付けに伴う現地精査の結果、暫定樋管本体工について増工とする。 3. 法覆護岸工 詳細設計付与による新設暗渠排水管取り付けに伴う現地精査の結果、法覆護岸工について増工とする。 4. 取付工 詳細設計付与による新設暗渠排水管取り付けに伴う現地精査の結果、取付工について減工とする。 5. 排水構造物工 詳細設計付与による新設暗渠排水管取り付けに伴う現地精査の結果、排水構造物工について増工とする。 6. 共通仮設費 1) 工事実施に伴う近隣住民への影響確認のため、家屋調査 を追加する。 2) 技術管理費について、諸経費動向調査、施工状況モニタリング調査、ICT活用工事の活用効果等に関する調査の対象工事となったため、調査費用を計上する。 7. 工期 工期は令和8年3月19日まで延期する。

(第 2 回・最終) 変更契約の内容

契約変更年月日	令和8年3月19日
契約業者名	井上建設株式会社
契約業者の住所	山梨県南巨摩郡富士川町小室2 3 1 2 番地
工事の名称	R 6 富士川右岸切石築堤護岸工事
工事場所	山梨県南巨摩郡身延町切石地先
工事種別	一般土木
工事概要	・河川土工 1 式 ・暫定樋管本体工 1 式 ・護岸基礎工 1 式 ・法覆護岸工 1 式 ・取付工 1 式 ・排水構造物工 1 式 ・共通仮設費 1 式
工期（自）	令和7年6月10日
工期（至）	令和8年3月19日
契約金額	105,930,000 円(税込み)
変更金額	1,650,000 円(税込み)
変更後の契約金額	107,580,000 円(税込み)
変更理由	1. 河川土工 1) 現地精査の結果、法面整形工及び法面整形工（ICT）の施工面積に変更が生じたため、法面整形工を追加する。 2) 川裏側法尻について、市松芝から碎石に変更したため、法尻碎石を追加する。 2. 暫定樋管本体工 現地精査の結果、樋管部の基面整正及び函渠工の基礎コンクリート型枠について追加となったため、函渠工について増工とする。 3. 法覆護岸工 1) 大型連結ブロックの配置方法について検討した結果、配置方法及び連結部の施工方法について変更となったため、コンクリートブロック工について減工とする。 2) 川裏法面及び法尻部に施工する芝について、張芝の施工範囲が変更となったこと、また、法尻部に車両等が乗り入れる可能性が生じたため市松芝の施工範囲について変更となったことにより、植生工について減工とする。 4. 取付工 現地精査の結果、取付工について増工とする。 5. 排水構造物工 詳細設計付与に伴う現地精査の結果、使用する側溝の規格及び数量に変更があったため、側溝工について増工とする。 6. 付帯道路工 1) 現地精査の結果、車止め及び境界杭を設置することとなったため、道路附属物工を追加する。 2) 詳細設計付与に伴う現地精査の結果、集水枳工について増工とする。 7. 構造物撤去工 1) 現地精査の結果、既設擁壁の撤去が必要となったため、構造物取壊し工について増工とする。 2) 数量精査の結果、運搬処理工について増工とする。 8. 共通仮設費 1) 家屋調査について、事後調査対象家屋等の規格と数量に変更があったため、事業損失防止施設費について減工とする。 2) 快適トイレ設置費用について追加する。 9. 工期 工期は第1回変更契約のとおりとする。